

いふことはやれり、是は南蠻より渡りたりといふ、廣き草の葉をきざみ、火をつけて烟をのむなり、

〔煙草考〕芝峯類說曰、淡婆姑、草名、亦號南靈草、近歲始出倭國、

震軒曰、謂煙草出倭國者誤也、蔣氏詳說、西洋人得其種於東洋、通震旦以傳日本琉球、此說甚明矣、

烟草禁制

〔慶長日記五〕慶長十四己酉年卯月、一此比荆組、皮袴組とて、徒者京都に充滿ス、五月中搦取之、○中依此儀、たばこ法度也、右の徒者も、たばこより組ニ成と云々、させるを大にして、腰にさし下人にもたせ候、七月、一たばこ法度之事、彌被禁、火事其外有費故也、○泰平年表爲、七月十四日、

〔安齋叢書三〕烟草集說

腐纜集併諧師立志著曰略○中

條々

一たばこ吸事被禁斷畢、然上は賣買者迄も見付輩は、雙方家財を可被下也、若又於路次見付候に付ては、たばこ并賣主を所に押置可言上、則付たる馬荷物以下、改出すものに可被下事、

附於何地もたばこ作べからざる事

右の趣御領内へ、急度可被相觸候、此旨被仰出者也、仍而執達如件、

慶長十七年八月六日

〔武家嚴制錄二十三〕一たばこ作并賣買御停止札

條々

一たばこ作者、町人は五十日、百姓は三十日、自分兵糧にて籠含たるべき事、

一同賣買候もの同前之事